

奈良県森林整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十八号

奈良県森林整備基金条例の一部を改正する条例

奈良県森林整備基金条例（平成五年三月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
- 二 育林費負担者（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する育林費負担者をいう。以下同じ。）からその財源に充てるために育林費等の納付を受けた事業の完了後においてなお当該育林費等を基金として積み立てた額に残余がある場合の当該残余の額その他の基金として積み立てた額の一部を育林費負担者に返還するための財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。